

下関市における空家等の対策に関する協定書

〇〇 (以下「甲」という。)と下関市(以下「乙」という。)
とは、下関市における空家等の対策を進めるため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携、協力し、下関市内の空家等の対策を進めることにより、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 法第3条に規定する所有者等をいう。

(事業内容)

第3条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、次に掲げる事業(以下「本事業」という。)を、相互に連携し、及び協力して実施する。

- (1) 空家等の住宅市場への流通促進事業
- (2) 所有者等からの空家等の売買等、管理又は有効利用に関する相談事業
- (3) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する啓発事業

(乙が行う業務)

第4条 乙は、本事業の実施のため、次に掲げる業務を行うものとする。
(1) 所有者等に甲が定める相談窓口(以下単に「相談窓口」という。)を紹介する業務

- (2) 所有者等の承諾を得て、所有者等の連絡先を相談窓口を提供する業務
- (3) 乙のホームページ等における相談窓口の紹介等、所有者等に空家等の適切な管理に関する情報提供を行う業務

(甲が行う業務)

第5条 甲は、本事業の実施のため、次に掲げる業務を行うものとする。
(1) 所有者等に対して、空家等の状況、立地等に応じた、売買、賃貸、管理又は有効利用に関する情報を提供する業務

- (2) 所有者等の承諾を得て、空家等の媒介又は管理を行う業務
- (3) 所有者等に対する情報提供のため、甲の会員事業所等において、啓発チ

ラシ配布、ポスター掲示等を行う業務

(4) 乙が所有者等に対する説明会等を開催した場合に、空家等の相談を受け
る者を選任し、派遣する業務

2 乙は、本事業の実施状況について、必要に応じて甲に報告を求めることが
できるものとする。

3 甲は、前項の規定により、乙から本事業の実施状況について報告を求めら
れたときは、実施状況を確認し乙に報告するものとする。
(情報の保護)

第6条 甲及び乙は、本事業を実施するに当たり、所有者等及び相手方から知
り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三
者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に所有者等若しく
は相手方の承諾を得た場合又は法令(条例を含む。)により開示を求められた
場合は、この限りでない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日まで
とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲乙いずれもが特段の意思表示
を行わないときは、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議等)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定める
ものとする。

2 この協定の変更が必要な場合は、甲及び乙が協議の上、協定の変更を行う
ことができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、
各自1通を保有する。

平成27年5月28日

甲 〇〇

乙 下関市

下関市長 中尾 友昭